

小康期

- ・新型インフルエンザの患者が減少し、低い水準でとどまっている状態。
- ・大流行はいったん終息している状況。

【目的】

- 1) 社会・経済機能の回復を図り、流行の第二波に備える。

【対策の考え方】

- 1) 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療供給体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。
- 2) 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について県民に情報提供する。
- 3) 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。
- 4) 第二波の流行による影響を軽減するため、未接種者を対象に^{★21}パンデミックワクチンの接種を進める。

実施体制

【実施体制】

対 応 項 目	所 管
○本県が小康期に入った場合は県民に対して周知する。	危機管理部 ★16 全部局等
○これまでの各段階における対策に関する評価を行い、必要に応じ、行動計画、マニュアル等の見直しを行う。	危機管理部 健康政策部 ★15 関係部局等

サーベイランス・情報収集

★9 【サーベイランス】

対 応 項 目	所 管
○インフルエンザに関する平時のサーベイランスを継続する。	健康政策部
○再流行を早期に探知するため、学校等でのインフルエンザの集団発生の把握を強化する。	健康政策部 教育委員会

情報提供・共有

【情報提供】

対 応 項 目	所 管
○引き続き、県民に対して、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、 <u>第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供する。</u>	★ ¹⁵ 関係部局等
○引き続き、市町村及び消防機関に対して、 <u>国から提供された詳細な国内での発生状況や県の対策の内容など</u> について情報提供を行う。	危機管理部 健康政策部
○県民からコールセンター等に寄せられた問い合わせ、市町村や関係機関等から寄せられた情報等を取りまとめ情報提供のあり方を評価し、見直しを行う。	★ ¹⁵ 関係部局等

【情報共有】

対 応 項 目	所 管
○市町村や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有の体制を維持し、 <u>第二波に備えた体制の再整備に関する対策の方針を伝達し、現場での状況を把握する。</u>	★ ¹⁵ 関係部局等

【相談体制】

対 応 項 目	所 管
○状況を見ながら、 <u>県等の相談窓口を縮小する。</u>	健康政策部

予防・まん延防止

【県内での感染拡大防止策】

対 応 項 目	所 管
○国の方針や <u>県内の流行状況</u> を踏まえつつ、学校・ <u>保育施設等の臨時休業や集会の自粛等の解除</u> について検討を行い、県民、市町村、学校、事業者等に周知する。	健康政策部 教育委員会

医療

【医療体制】

対 応 項 目	所 管
○新型インフルエンザ発生前の通常の医療体制に戻す。	健康政策部
○不足している医療資器材や医薬品の確保を行う。	健康政策部

★⁵【抗インフルエンザウイルス薬】

対 応 項 目	所 管
○国が作成する、適正な抗インフルエンザウイルス薬の使用を含めた治療指針を医療機関に周知する。	健康政策部
○流行の第二波に備え、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を行う。	健康政策部

ワクチン

・海外発生期の記載を参照。

社会・経済機能の維持

【業務の重点化・継続等】

対 応 項 目	所 管
○事業者に対し、 <u>県内の感染動向を踏まえつつ、事業継続に不可欠な重要業務への重点化のために</u> 縮小・中止していた業務を再開しても差し支えない旨を周知する。	★ ¹⁵ 関係部局等
○社会機能の維持に関わる事業者に対し、これまでの被害状況等の確認を要請するとともに、流行の第二波に備え、事業を継続していくことができるよう、必要な支援を行う。	★ ¹⁵ 関係部局等